

第 1 回
2011 年度 DRP 検討委員会 議事録

日 時： 2011 年 6 月 10 日（金） 10:05～12:00
場 所： JPNIC 会議室

1 議題：

1. 本委員会の目的と進め方
2. その他(日程等)
 - (1) 傍聴受付について
 - (2) 今後のスケジュール

2 資料：

資料 1 2011 年度 DRP 検討委員会チャーター

資料 2 Adopted Board Resolutions | Seoul

1.5 Approval of Revisions to UDRP Implementation Rules for Electronic Submission

<http://www.icann.org/en/minutes/resolutions-30oct09-en.htm>

資料 3 UDRP 手続規則変更点

資料 4 Rules for Uniform Domain Name Dispute Resolution Policy

<http://www.icann.org/en/dndr/udrp/uniform-rules.htm>

資料 5 日本インターネットドメイン名協会によるアナウンスメント

「「日本」の管理運営事業者 選定終了」

<http://jidnc.jp/?p=709>

資料 6 株式会社日本レジストリサービスから提出された申請書概要

<http://jidnc.jp/wp-content/uploads/2010/11/gaiyo.pdf>

資料 7 21 世紀におけるインターネット政策の在り方（平成 13 年情報通信審議会諮問第 3 号）

～新たなトップレベルドメイン名の導入に向けて～答申 19-20 ページ

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000056984>

資料 8 Zone File Access Briefing Paper — 24 November 2009

<http://www.icann.org/en/topics/new-gtlds/briefing-zone-file-access-24nov09-en.pdf>

資料 9 Zone File Access — Concept Paper (Posted 22 February 2010)

<http://www.icann.org/en/topics/new-gtlds/zfa-concept-paper-18feb10-en.pdf>

資料 10 新 gTLD における権利保護メカニズムについて

資料 11 新 gTLD 申請者ガイドブック案 237-238 ページ、293 ページ

資料 12 Implementation Recommendation Team (IRT) Final Report 45 ページ

<http://www.icann.org/en/topics/new-gtlds/irt-final-report-trademark-protection-29may09-en.pdf>

3 出席者（50音順）（敬称略）：

	氏名	所属
委員長	早川 吉尚	立教大学教授
委員	上沼 紫野	虎ノ門南法律事務所 弁護士
委員	宍戸 一樹	弁護士法人 曾我・瓜生・糸賀法律事務所 弁護士
委員	島並 良	神戸大学教授
委員	林 いづみ	日本知的財産仲裁センター センター長／ 永代総合法律事務所 弁護士
委員	山内 貴博	長島・大野・常松法律事務所 弁護士・弁理士
	丸山 直昌	JPNIC 理事 DRP 担当

DRP 検討委員会資料作成専門家チーム：加藤恒也

JPNIC 事務局：前村昌紀、山崎信、高山由香利

※小川和茂委員は欠席

4 議事：

10:05、委員長の早川氏により開会された。

1. 2011 年度DRP検討委員会の目的

(1) 目的事項の整理

資料 1 に基づき、丸山氏より、2011 年度 DRP 検討委員会の目的事項について説明がなされた。目的事項は大きく分けて、以下の 3 つに整理される。すなわち、①UDRP 手続規則が改訂されたことを踏まえ、JP-DRP 手続規則にも同様の改訂を行うことを検討し、検討結果に基づく助言を行う（以下「目的事項①」という。）、②株式会社日本レジストリサービス（以下「JPRS」という。）が「.日本」のレジストリ業務を運営するにあたり必要となる JP-DRP 及び JP-DRP 手続規則の改訂案を検討し、検討結果に基づく助言を行う（以下「目的事項②」という。）、③ gTLD における商標権保護に関して ICANN において施行中又は検討中の種々の施策を「.jp」に適用することの是非について検討し、検討結果に基づく助言を行う（以下「目的事項③」という。）、という 3 点が 2011 年度 DRP 検討委員会の目的事項である。

(2) 目的事項①について

目的事項①について、丸山氏より資料 2 ないし 4 に基づき、以下のとおり説明がなされた。

- 従来、UDRP 手続規則において、書面（申立書及び答弁書等）の提出は、紙媒体による提出と電子的方法による提出が併用されていた。これは、従来、容量の大きいファイルデータを電子メールによって送信することが技術的に困難であったことによる。
- 現在では、上記技術的問題は改善され、PDF ファイルによって容量の大きいファイルデータを送信することが可能となっている。このため、2009 年に UDRP の電子申請のための手続規則改訂が ICANN によって承認（資料 2）され、2010 年 3 月 1 日より改訂された UDRP 手続規則が発効（資料 4）した。

- これにより、申立書及び答弁書等の提出、並びに紛争処理機関から登録者への申立書の送付は、原則として電子メールのみによってなされることとなった（資料 3）。
- このような UDRP 手続規則の改訂に合わせて、JP-DRP 手続についても同様の改訂を行う場合における条項案、問題点等が目的事項①の検討対象である。

(3) 目的事項②について

目的事項②について、丸山氏より資料 5 ないし 7 に基づき、以下のとおり説明がなされた。

- ICANN の意向により、ISO コードに対応するものとして、各国ごとにそれぞれ IDN ccTLD を決めてよいことになっている。
- 各国が IDN ccTLD を一つ決める場合、ドメイン名管理運営事業者を誰が行うかという点については各国ごとに合意することとなっている。
- ICANN は、各国の合意内容について各国政府を通じて確認する。
- 日本の場合、総務省の情報通信審議会において、わが国の IDN ccTLD としては、「.日本」が望ましいとされ、さらに民間団体が公募を行ってドメイン名管理運営事業者を選定すべきとされた。その後設立された日本インターネットドメイン名協議会（以下「協議会」という。）が選定作業を行うこととなった。
- 公募の結果、「.日本」の管理運営事業者として、JPRS が選定された（資料 5）。
- 「.日本」のサービス内容は、上記公募に応じた事業者によって提示される建付けとなっており、結果として、サービス内容は、JPRS が提案した「完全一致」（「.日本」のドメイン名登録者と「.jp」のドメイン名登録者を完全に一致させること。）という形となる見込みである（資料 6。資料 7 も併せて参照。）。
- 「.日本」を JP-DRP において取扱うことに伴い、例えば、JP-DRP において「.jp」に関してのみ使用権限を取り消し、「.日本」については言及しないという裁定が出た場合の取扱いや、裁定において「.jp」と「.日本」に関する認定に差異が生じた場合の取扱いなどについて、どう対処するかという問題がある。

(4) 質疑応答等（目的事項①及び同②について）

ここで、委員長の早川氏の提案に基づき、出席者の自己紹介及び目的事項①及び同②についての質疑応答がなされた。

質疑応答の要旨は、以下のとおりである。

ア 目的事項②について

- 「.日本」は日本という国に与えられたものであるという理解について
 - 「.jp」は日本に対して国として与えられたものではないと理解しているが、「.日本」は日本という国に与えられたものという理解は正しいか。
 - 「.jp」について、国という組織に与えられたものではないという理解はそのとおりであるが、もともと「その国のユーザーに与えた」という考え方があり、インターネットの発展に伴ってドメイン名の管理運営事業を誰が行うかという揉め事が生じてきた。

- これに対して、ICANN は、ドメイン名の管理運営事業を誰が行うかという点について、各国内部の合意で決めるよう求め、その決定内容の確認は、各国の政府を通じて行うこととなったため、結果として、IDN ccTLD の管理運営事業者となるためには各国政府による「エンドース」が必要であるという建付けになっている。
 - 「.日本」についても、その管理運営事業者になるためには最終的に日本政府による「エンドース」が必要となっており、総務省の議論（資料 6 参照）が影響力を持つ状況になっている。
- 「.日本」のサービス内容が「完全一致」であることについて
 - 「完全一致」という方式を採用することで、新たなドメイン名紛争の発生や利用者の混乱といった問題点の多くを解消することができる。
- 協議会の法的性格について
 - 協議会はどのような法的性格を有するのか。全くの民間組織であれば、なぜ、ドメイン名管理運営事業者の選定権能を有するのか。
 - 協議会は全くの民間組織であるが、総務省の情報通信審議会が出した答申において、民間団体がドメイン名管理運営事業者を選定するという内容が示されており、答申後に設立された協議会に総務省から選定の依頼が出されている。このため、当該答申に基づき、協議会は選定権能を有することになる。
 - 協議会は、実質的に「.日本」のために作られた組織ということか。
 - そのように理解している。
 - 最終的には、情報通信審議会が決定するのか。
 - いや、情報通信審議会はいくまで答申を出すに止まり、民間組織である協議会が選定権能を有している。総務省はその監督をするという立場である。
- 「完全一致」の意味について
 - 「完全一致」という場合、具体的に「.日本」の付与はどのようにして行われるのか。
 - 特段の申請を要することなく、「.jp」の使用者が、「.日本」の使用の有無について意思確認を受け、使用する場合には一定の金銭を支払い、使用しない場合には、「.日本」は有効活用されないことになる。
 - 「完全一致」の判定作業は、どのようにして行われるのか。
 - 機械的に文字列の一致、不一致を見て判断される。

イ 目的事項①について

- 目的事項①作業工程について
 - 目的事項①の作業工程については、(i)UDRP 手続規則の改正内容及び該当条文、(ii)改正の趣旨、(iii)関連規則の条文、(iv)JP-DRP 手続規則の改正条項原案を整理した資料を作成してもらおう（担当者については後述 3）。

■ 目的事項①に関する補足説明

- 目的事項①に関して、従前、紙媒体による送付方法が用いられていたのは、容量の問題のほか、セキュリティの問題もあったと考えられる。現在では、容量的にバージョンアップしているほか、パスワードをかける方法によりセキュリティの問題も改善している。

(5) 目的事項③について

目的事項③について、丸山氏より資料 8 ないし 12 に基づき、以下のとおり説明がなされた。

- 大きく分けて、検討対象は新 gTLD における権利保護メカニズム (RPM) とゾーンファイルアクセスの二つである。
- 新 gTLD における権利保護メカニズム (RPM) (資料 10) について
 - ・ Sunrise とは、Trademark Clearinghouse に登録されている商標権者が、一般登録より前に優先的にドメイン名を登録できる期間を設けるものである。
⇒ .JP はすでに稼働しているので、Sunrise を設ける必要はない。
 - ・ Trademark Claims とは、申請ドメイン名が Trademark Clearinghouse に登録されている商標と完全一致する場合、登録者及び該当する商標権者へ通知が送られるサービスである。
⇒ 「.jp」において導入可能であるか検討する。
 - ・ Uniform Rapid Suspension(URS)とは、商標権を侵害するドメイン名に対して、UDRP よりも迅速に対応できる手段として策定されたシステムである。
⇒ 「.jp」において導入可能であるか、本当に迅速に対応できる手段であるのか検討する。
 - ・ Post-Delegation Dispute Resolution Procedure (PDDRP)とは、不正な行為を組織的に行うレジストリに対し、商標権保有者が当該レジストリを訴えるための仕組みである。
⇒ 「.jp」のレジストリである JPRS の現在の運営状況を鑑みれば、PDDRP については導入を検討する必要性が乏しい。
 - ・ Thick Whois については、既に「.jp」において導入済である。
- ゾーンファイルアクセス(資料 8 及び 9)について
 - ・ ゾーンファイルアクセスは現実的な検討課題である。
 - ・ ゾーンファイルとは、ドメイン名と対応する IP アドレスが並んだ一覧表であり、DNS という技術的な仕組みの中で使用される。ゾーンファイルアクセスとは、レジストリと契約することによっていつでも請求によりゾーンファイルを入手することができるシステムであり、例えば、SONY という文字列を含む「.com」のドメイン名を全て知りたいというようなニーズに応えるものである。Whois では当該ニーズを満たすことはできない。
 - ・ ICANN は、従来の gTLD については、希望者に対して上記契約に応じなければならないとして、ゾーンファイルの開示を義務化している。

- ・ ICANN は、さらに新しい gTLD についても上記義務化を進め、実現させようとしている。
- ・ ゾーンファイルがどのように使われているかという点を記載したものが資料 9 である。
- ・ 「.jp」は、ゾーンファイルアクセスの仕組みを導入していない。
- ・ 「.jp」についても、ゾーンファイルの開示請求に対し、開示が不可であるのか、可能であるのかという点につき、明確にしておきたい。
- ・ ヨーロッパにおいては、プライバシー保護のため、上記のようなゾーンファイルの提供を行っていない。
- ・ わが国においては、個人情報保護の観点から、ゾーンファイルアクセスを「.jp」に導入することの可否について検討する必要がある。

2. 傍聴受付について

丸山氏より、今後の DRP 検討委員会の会合につき、傍聴を受け付けるか否かという点について、今後展開される議論を想定すると、特段、傍聴を不可とする理由は見当たらないと思われ、傍聴を可とすることでよいのではないかという提案がなされ、当該提案に対し、出席者は異議なく同意した。

3. 今後の作業分担について

- 検討事項①：JP-DRP 手続規則の改訂案作成
⇒ 加藤が原案を作成し、宍戸氏がレビュー
- 検討事項②：Trademark Clearinghouse と Uniform Rapid Suspension(URS)について、当該規定の内容、わが国に導入した場合の内容、「.jp」に導入することのメリット・デメリットなどについて整理
⇒ 事務局、丸山氏
- 検討事項③：個人情報保護法とゾーンアクセスファイルの関係について整理
⇒ 上沼氏

4. 第 2 回会合以降の日程調整

調整の結果、次回・次々回会合の日程は、以下のとおり決定した。

第 2 回： 7 月 22 日（金）9:30～11:30 （JPNIC 会議室）

第 3 回： 9 月 22 日（木）10:00～12:00 （JPNIC 会議室）

5. その他

以上をもって、議事は終了した。

12:00、委員長の早川氏により閉会された。

以上